**平成２６年（フ）第９６号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙759番地イ
破産者　有限会社川内屋
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７号**
北海道夕張郡栗山町朝日４丁目31番１号
破産者　株式会社げんたろう
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２６年（フ）第１７０号**
茨城県水戸市白梅１丁目５番７号福田ハイツＢ棟201号
破産者　株式会社宮コーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第４１４号**
東京都西東京市南町４丁目22番25―103号
破産者　水谷トシ子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第１０５６号**
神奈川県鎌倉市西鎌倉２丁目４番２号、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市御成町11番５―204号
破産者　池端　嘉洋
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６５号**
岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１　シェラトン広瀬６Ａ号室
破産者　黒木興業こと　黒木　浩二
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６６号**
岐阜県安八郡輪之内町大薮217番地の10
破産者　有限会社黒木興業
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第９１号**
静岡県伊豆市青羽根197番地の１
破産者　有限会社サンカ
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２４５号**
三重県松阪市川井町834番地１　エルステージ松阪一番館905号
破産者　札立　賢一
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１４９号**
最後の住所大津市坂本７丁目14番24号
破産者　亡山本晃相続財産
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１９８号**
兵庫県神崎郡市川町澤80番地
破産者　株式会社仲田商店
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１２６号**
岡山市北区杉谷1634番地
破産者　圓堂　秀樹
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１７号**
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3379番地21
破産者　株式会社創建
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２５年（フ）第１１８号**
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川2606番地１
破産者　株式会社永迫組
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第６３号**
福岡県大野城市仲畑３丁目５番27号フルリール・メゾン202号
破産者　平山　裕也
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第４０号**
札幌市白石区本通10丁目南７番14―201号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通17丁目北８番１―1002号
破産者　平野弘一郎
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０６０号**
神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目28―38　小山方、住民票上の住所京都市伏見区桃山毛利長門東町38番地の４
破産者　仁保　繁一
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１号**
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番６―303号、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲風園３丁目２番23号
破産者　町田　　實
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第７号**
兵庫県尼崎市水堂町１丁目25番20―108号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目33番20号
破産者　工藤慶一朗
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係